

事務連絡
令和5年9月20日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

マイナポータルの機能改修に伴う対応について（情報提供）

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入については、早期の導入に向けて各消防本部における取組を推進いただいているところです。

今般、デジタル庁から、令和5年9月1日以降、マイナポータル機能改修により、申請処理状況登録の対象としている手続については、別添1のとおり、申請の際にマイナンバーカードによるログインが必須となった旨の連絡がありました。

火災予防分野における各種手続については、主として事業者向けの手続であることから、マイナンバーカードによる認証は、これまでと同様に必須ではありません。マイナポータル申請管理の申請処理状況管理の機能を利用していない消防本部は、別添2を確認のうえ、マイナポータル申請管理の申請手続（編集・登録）の画面の「申請処理状況登録の対象とする」のチェックを外していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

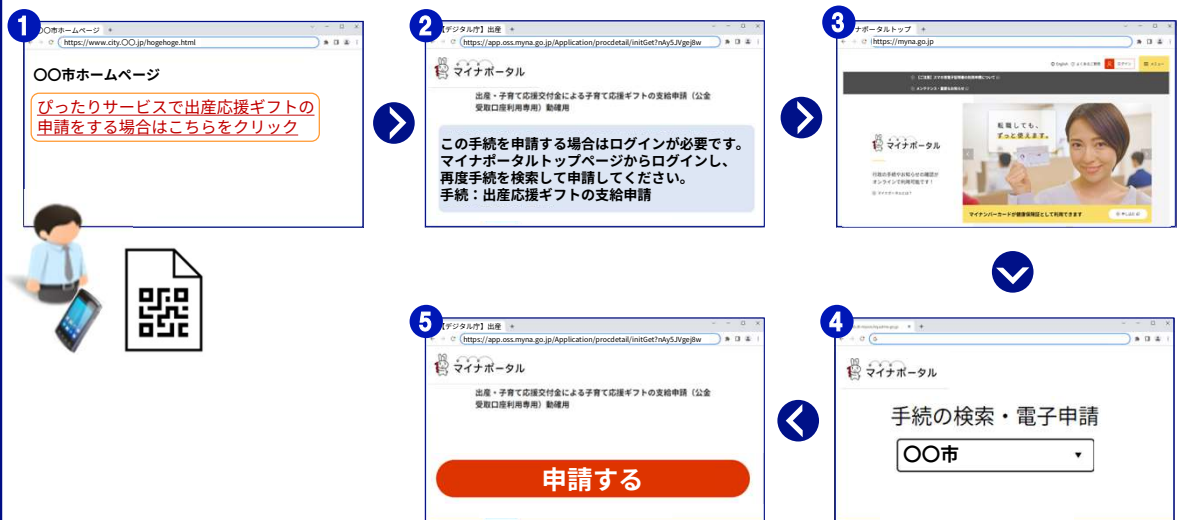
（問い合わせ先）
総務省消防庁予防課
担当：米田、原口
TEL：03-5253-7523
MAIL：yobo@soumu.go.jp

ログイン必須手続に係るURLリンクの申請動線改善について

- 公金受取口座利用専用手続やキャッシュレス決済手続など申請時にマイナポータルログインが必要となる手続について、URLリンクから手続詳細画面に遷移する際、マイナポータルのトップ画面に戻る必要なくログインを可能とし、切れ目なく申請が行えるよう申請動線を改善。
- 当該改修に併せて、申請処理状況登録の対象としている手続については、申請の際にマイナポータルのログインを必須とするよう改修。

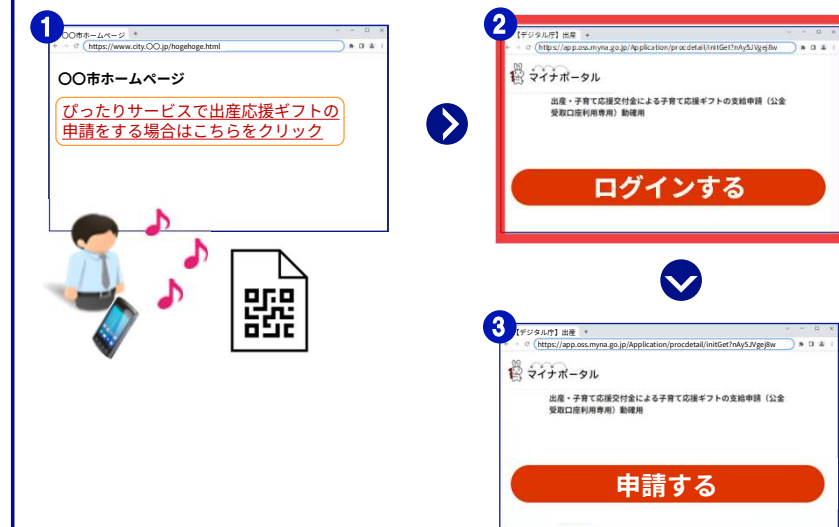
改修前

- ①自治体ホームページに掲載のURLリンクやQRコードからぴったりにサービスに遷移
- ②ログイン必須手続の場合、マイナポータルのログインが求められ申請不可
- ③マイナポータルトップページからログイン
- ④手続の検索・申請画面よりあらためて市区町村を選択し、手続を検索
- ⑤手続詳細画面から申請が可能



改修後

- ①自治体ホームページに掲載のURLリンクやQRコードからぴったりにサービスに遷移
- ②ログイン必須手続の場合、マイナポータルのログイン画面に遷移
- ③手続詳細画面から申請が可能



- マイナポータル機能改修により、申請処理状況登録対象手続は、マイナポータルにログインすることが必須となりました。申請者がこれまでどおり、マイナンバーカードによるログインをすることなく各種手続の申請を行うためには、下記の対応が必要になります。

「申請処理状況登録の対象とする」にチェックが入っている場合は、以下のような申請画面となります。

● 根拠法律・条例等
 統括防火管理
 消防法第8条の2
 消防法施行令第4条の2
 消防法施行規則第4条
 統括防災管理
 消防法第36条
 消防法施行令第48条の3
 消防法施行規則第51条の11の2

ログインが必要な手続が選択されています。申請を行う際は、以下のボタンよりログイン後に申請を継続してください。なお、ログイン済みの場合でも画面の再表示を行うと未ログイン状態に戻るため、その場合は再度以下のボタンよりログインしてください。

ログインする

マイナポータル

認証

びったりサービスを利用するために、マイナポータルへログインします。

ICカードリーダーでログイン

QRコードでログイン

【注意】
 申請者がこれまでどおり、びったりサービスで電子申請を行おうとすると、マイナンバーカードによるログインを求められます。

マイナンバーカードによるログインを不要とする方法

マイナポータル申請管理

ログアウト トップメニューへ戻る

2023年09月15日(金) 21時16分
 手続き管理者

メニュー → 申請 手続一覧 → 申請 手続追加 → 申請 手続 (編集・登録)

申請 手続 (編集・登録)

サービス・制度名: 火災予防

現在の公開状況

未公開

公開承認日時	公開停止日時

公開を停止する

新規作成・編集

初回登録	更新	ステータス
2023/04/25 09:18 手続き管理者	2023/04/25 09:18 手続き管理者	新規作成中 承認待ち 承認済 要確認

【設定項目】 (中略)

このシステムからの電子申請を受け付ける

はい

申請処理状況登録の対象とする

はい マイナポータル申請管理を利用している場合に申請処理状況登録が行えます。

APIからのみ申請を受け付ける

はい

このシステムから申請書の印刷を可能とする

はい

マイナンバー記載欄有無

有

電子署名要否 (オンラインでマイナンバーを記載する様式は原則として電子署名を必要とします。)

要

必須

任意

びったりサービス以外の電子申請システムから電子申請を受け付ける

「申請処理状況登録の対象とする」のチェックを外すことで、申請者はこれまでどおり、マイナンバーカードによるログインをすることなく各種手続の申請を行うことができるようになります。